

# 中標津町地域材利用推進方針

平成25年3月1日 策定

中標津町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定及び北海道が定めた北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進に関する方針を定めるものである。

## 第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

北海道地域材利用推進方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえたうえで、町等が整備する公共建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業の再生を図るうえで極めて重要である。

森林は、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえない貴重な財産となっている。

しかし、これまで木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、森林が有する多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や地域経済の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について町民理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの町民の利用に供される公共建築物において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

## 第2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物については、積極的に木造化又は内装等の木質化(注)を図ることを基本におき、安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明され、品質を判断する根拠と

なる乾燥の度合いや強度が明示されている J A S 製品の地域材の利用促進を図るものとする。

(注)この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

### 第3 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

##### (1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、住宅等が含まれる。

##### (2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設の休憩所(併設される商業施設を除く)の建築物が含まれる。

#### 2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用にあたっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

##### (1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用にあたっては、特に第3の4の木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第3の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

##### (2) 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される備品及び消耗品については、地域材をその原材料と

して使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

### 3 町の取組

町は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

### 4 木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

## 第4 町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

町が整備する公共建築物の木造化・木質化等を進めるにあたっては以下によるものとする。

### (1) 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、第3の4の木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、木造化を検討するものとし、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう努めるものとする。

### (2) 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分は木質化を図るよう努めるものとする。

### (3) 木質家具等の導入の推進

町が整備する公共建築物において使用する家具等については、地域材製品の導入を推進するものとする。

## 第5 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給

に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

## **第6 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進**

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

### **1 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進**

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場合には木製ガードレールや公園の木柵など地域材製品の利用に努めるものとする。

## **第7 その他必要事項**

公共建築物等の整備において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備にあたっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。